

Q&A 特別募集第2回

(新型コロナウイルス対策支援) 福岡市 NPO 活動推進補助金事業

【応募資格について】

問1 どのような団体や事業が応募できるのですか。
(募集要領1P 1 補助の対象となる団体, 2 補助の対象となる事業参照)

- 定款に定める事務所の所在地が福岡市内にあるNPO 法人が行う、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する事業のほか、※「新しい生活様式」へ対応しながら、地域課題や社会課題に取り組む事業です。

(例 子どもの相談や学習支援事業, 高齢者向けリモート里帰り支援講座)

※「新しい生活様式」については、厚生労働省<「新しい生活様式」の実践例>をご参照ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

問2 通常募集(※1)は、補助金の交付実績が3回までと制限がありますが、今回の募集はそのような制限はありますか。
(H24.4月以降、補助を3回受けているが、申請できますか。)

- 今回の特別募集は、平成24年4月1日以降、本市補助金の交付実績が3回ある法人も申請できます。

問3 特別募集第1回(※2)の交付決定団体も申請が可能ですか。

- 申請できます。ただし、今年度の交付決定事業と同一事業に関しては、※申請日時点で、事業を終了していることが必要となります。

※申請時点で事業が終了しているかどうかについては、必ず、市民公益活動推進課まで、お問い合わせください。

【対象事業・補助対象経費について】

問4 具体的にはどのような事業が対象になりますか。
(募集要領1P 2 補助の対象となる事業参照)

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な困難に直面する人・団体を支援する事業のほか、「新しい生活様式」へ対応しながら、地域課題や社会課題に取り組むNPO 法人の事業です(例 子どもの相談や学習支援事業, 高齢者向けリモート里帰り支援講座)。

また、期間は、交付決定の日(10月23日(金)予定)から令和3年3月31日の間に、実施、完了する事業となります。

※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年7月22日)

※2 「特別募集第1回」とは、新型コロナウイルス対策支援として募集した同補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年5月22日)

問5 総事業費に占める非営利活動に係る事業費の割合が100分の50以上とは何を指しますか。(募集要領1P)

- 定款に規定する「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の事業費の合計のうち、「特定非営利活動に係る事業」の事業費が100分の50(50%)以上であることです。

定款に「特定非営利活動に係る事業」のみ規定している場合は、100分の100(100%)となり、要件を満たします。

※ 法人税法上の「収益事業」ではありません。

問6 補助の対象とならない事業はどのようなものですか？
(募集要領1～2P 2 補助の対象となる事業参照)

- 市の他の補助金を受けている事業、すでに終了した事業、市外で実施される事業は補助の対象となりません。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための市や国等の支援と重複する事業は、補助対象外になる場合があります。詳細については、福岡市役所市民局市民公益活動推進課まで、お問い合わせください。

問7 現在実施中の事業も対象となりますか？

- 募集開始時点で継続中の事業(令和2年度「通常募集」及び「特別募集第1回」交付決定事業を除く。)も、補助の対象となります。

ただし、補助対象は交付決定の日(10月23日(金)予定)以降となります。

問8 補助対象外経費はどのようなものですか？

- 交付決定の日前の支出済みの活動経費、法人運営上の経常的な経費等^{*}は補助の対象となりません。

※ 団体職員の人件費、事務所等の賃借料、コピー機のリース料、電話代、光熱水費、机、椅子、キャビネット、電話、パソコン等事務所用備品等

問9 団体職員(NPO法人スタッフ)の人件費は、対象になりますか？
(募集要領2P)

- 申請事業に従事する人を、臨時で雇用することなく団体職員が従事する場合は、補助対象経費になります。

また、その団体職員が申請事業に関して、使用した交通費も補助対象経費になります。

※ 事業収支計画書(関係様式(2))、「賃金」の欄に記入し、「内訳(算出根拠)」の欄に算出根拠を記入してください。

記入例 「賃金」欄: 80,000円 「内訳」欄: 団体職員 @1,000円/1時間×4時間×月2回×10カ月(6月～翌3月分)

※ 団体職員 @1,000円の根拠は、団体内の支払い規定による

※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年7月22日)

※2 「特別募集第1回」とは、新型コロナウイルス対策支援として募集した同補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年5月22日)

問 10 補助金額はいくらですか？

- 補助対象経費の100%以内、上限額は50万円です。

【補助金の交付について】

問 11 補助金はいつ、交付されるのですか？

- 交付が決定した補助金は、補助事業終了後、団体からの実績報告に基づき補助金額の確定を行った上で交付します。(完了払い)
ただし、事業実施の資金計画上、先に補助金の交付を受けて事業実施する必要があると認められる場合は、補助金を事前交付します。(前払い)

問 12 補助金が交付されない可能性はありますか？

- あります。福岡市 NPO 活動推進補助金評価委員会による評価結果を参考に、福岡市が補助金の交付先・額等を決定します。
評価のポイントは募集要領(3P)をご確認ください。

問 13 決定はいつ頃になりますか。

- 令和2年10月23日(金)の予定です。

問 14 いつから申請できますか。

- 9月16日(水)から9月28日(月)の17時必着で、郵送またはメールにより提出してください。
※メールの場合は、①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書(様式第1号)は 写しを送付いただき、原本は、9月30日(水)必着 までに郵送してください。

【評価・決定について】

問 15 補助金の交付決定方法 ●評価ポイント

①必要性 市や国の施策との関係を含むとは何ですか。

- 「市や国の施策との関係を含む」とは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための市や国等の支援と重複する事業については、補助対象外の事業となる場合もあることから、市や国の施策との関係を含み、必要性を評価します。

※1 「通常募集」とは、毎年実施する、福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年7月22日)

※2 「特別募集第1回」とは、新型コロナウイルス対策支援として募集した同補助金事業のこと
(交付決定の日 令和2年5月22日)

【申請書類・事業終了後提出書類について】

問 16 申請時にどのような書類が必要になりますか？（募集要領 2 P）

- ①福岡市NPO活動推進補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（関係書類（1））
- ③事業収支計画書（関係書類（2））
- ④事業スケジュール（関係書類（3））
- ⑤団体の概要書（関係書類（4））
- ⑥役員名簿（関係書類（5））
- ⑦（所轄庁が福岡市以外の団体のみ）
定款，NPO法第29条に規定する事業報告書等（直近のもの）
- ⑧その他（必要に応じ，団体の概要や事業を説明する資料など）

※⑥役員名簿については，福岡市が所轄庁で最新の役員名簿を提出している場合は，省略できます。

省略を希望する場合は，「(様式第1号)福岡市NPO活動推進補助金交付申請書」3関係書類（5）役員名簿 同意書チェック欄にシ点を記入してください

※各様式は福岡市ホームページから「特別募集用」をダウンロードしてください。

問 17 事業終了後，どのような書類が必要になりますか？（募集要領 3 P）

- ①福岡市NPO活動推進補助金実績報告書（様式第7号）
 - ②事業収支計算書
 - ③補助事業報告書
 - ④事業実施状況
 - ⑤出納簿
 - ⑥領収書（交付決定の日以降）等の写し
 - ⑦その他（必要に応じ，活動状況を示す写真，パンフレット，成果物等）
- ※実績報告書等の提出とともに，翌年度に開催する事業報告会において報告を行っていただく予定です。（令和3年4月下旬頃）
- なお，報告いただいた事業内容については，福岡市ホームページにて公表します。

【問い合わせ・提出先】

福岡市市民局コミュニティ推進部 市民公益活動推進課

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所 7階）

電 話：092-711-4283

F A X：092-733-5768

E-mail：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

※1 「通常募集」とは，毎年実施する，福岡市 NPO 活動推進補助金事業のこと
（交付決定の日 令和2年7月22日）

※2 「特別募集第1回」とは，新型コロナウイルス対策支援として募集した同補助金事業のこと
（交付決定の日 令和2年5月22日）